農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後

別紙様式第２号（第25条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　　月　　日　作成　　住　　所

年　　月　　日　備付　　農林中央金庫

代表理事　氏　　名

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
（略）		（略）	
		その他負債	
		（略）	
有形固定資産		リース負債	
（略）		（略）	
使用権資産		（略）	
（略）			
無形固定資産			
（略）			
使用権資産			
（略）			
（略）			
		（純資産の部）	
		（略）	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　（略）

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑥　（略）

（削る）

⑦～⑪　（略）

改正前

別紙様式第２号（第25条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

年　　月　　日　作成　　住　　所

年　　月　　日　備付　　農林中央金庫

代表理事　氏　　名

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
（略）		（略）	
		その他負債	
		（略）	
有形固定資産		リース債務	
（略）		（略）	
リース資産		（略）	
（略）			
無形固定資産			
（略）			
リース資産			
（略）			
（略）			
		（純資産の部）	
		（略）	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

１　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　（略）

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑥　（略）

⑦　リース取引の処理方法

⑧～⑫　（略）